

韓国法における保険契約の解釈原則

ソウル大学校法学専門大学院 韓 基貞

本講演のテーマは韓国法における保険契約の解釈原則である。

保険契約はその内容が専門的で難しく、当事者間に情報の不均衡も存在する。その結果、保険契約の解釈をめぐる当事者間で紛争が多発するので、保険契約の解釈原則は保険契約法の主な課題となっている。そして、保険契約の解釈は保険約款の解釈問題がその中心となっており、それは保険契約の附合契約性という特性からである。言い換えると、保険契約は保険約款を利用して締結するのが一般的である。

従って、本講演は保険約款の解釈問題を主に扱う。

韓国法における保険契約の解釈法理には次のようなものがある。まず、約款規制法第5条が規定する約款解釈の原則として公正解釈の原則、客観解釈の原則、作成者不利益の原則などがある。

第一に、公正解釈の原則は約款を信義誠実の原則に従って公正に解釈しようとするものである。

第二に、客観解釈の原則は約款を平均的な顧客の理解可能性を基準として客観的、画一的に解釈しようとするものである。

第三に、作成者不利益の原則は、約款内容が明白でない場合、作成者にとって不利になるので、その相手方にとって有利に解釈しようとするものである。

その他、判例では免責事由に対する厳格解釈の原則、合理的期待の原則などを保険契約の解釈原則として提示する。免責事由に対する厳格解釈の原則は、保険者の免責事由をなるべく厳格に制限して解釈しようとするものである。合理的期待の原則は、保険契約者の合理的期待を鑑みて保険契約を解釈しようとするものである。

上記のような解釈原則を適用する際、契約当事者の間で紛争が絶えないため、訴訟が提起される場合が少なくない。そこで、関連判例が多数蓄積されている状況である。

判例で見られる主な争点としては次のようなものがある。

第一に、保険消費者をどの程度まで保護すべきかの問題である。保険業の専門家である保険者とそうでない保険消費者との間においては著しい情報格差が存在する。これは保険

【平成27年度大会】

招待報告

報告要旨：韓 基貞

消費者保護の必要性が強調される主な理由である。判例では保険消費者を積極的に保護する方向で保険契約を解釈する傾向が見られている。ただし、過度な後見的保護によって予想できない利益が保険消費者に生じることに対しては消極的な見解を見せている。

第二に、客観的解釈と作成者不利益の原則との間における優先順位の問題である。約款条項が曖昧であると直ちに作成者不利益の原則を優先的に適用するべきか、そうではなく曖昧な場合であっても客観的解釈を適用してその意味を積極的に究明してみて、それでも曖昧である場合に初めて作成者不利益の原則を適用するのかが問題である。最近の判例では、後者の立場をとる傾向が見られる。しかし、曖昧な条項に対する客観的解釈は非常に難しい解釈問題である。判例はいわゆる自殺免責条項に対して客観的解釈を試みたことがあるが、その解釈を通じてその難しさを実感できたと思われる。

第三に、合理的期待の原則を独自の解釈原則として認めるべきかの可否である。判例は公正解釈の一つの内容として構成しようとする立場をとっている。

本講演は、以上の争点を中心として、保険契約の解釈に関する韓国判例の動向を紹介、検討するものである。